

“のれん” 概念の再検討と会計処理

若杉 明

はじめに

これまで“のれん”については、その費用化をめぐって、償却方式または減損テスト・減損処理方式のどちらが適切な会計処理法であるかが、主な問題として、議論されてきた。最近わが国では、東芝をはじめ世界的な大企業が外資企業の M&A にかかわる多額の“のれん”損失により、債務超過、巨額の赤字決算に陥り、証券市場への上場の見直しが検討され、株主、債権者などステイク・ホルダーに大きな損害を与えている。それにとどまらず、このような事件は日本企業の国際的信用の失墜という長期的に見て、わが国の存亡にかかわる、深刻な事態をも招きかねない大問題に発展する可能性を秘めている。

ここで改めて、“のれん”とはいったい何であるかという概念の再検討、およびこれを受けて、“のれん”に関する会計はいかにあるべきかについての根本的な究明の必要性が高まってきているように思われる。さらに M&A にさいし、買収される企業に対して支払われる、買収対価について、その実態を正しく分析することが不可欠であると考えられる。

本稿では、以上の問題意識に基づいて、まず“のれん”の概念について改めて検討を加える必要性を考えてみたい。これを出発点として、買入れ“のれん”算定のための要素の一つとしての買収対価について分析を行う。これを受けて買収対価の構成要素のうち、“のれん”として扱うのがふさわしくないと考えられる事項の会計処理について考察する。さ

らにこのような事項を含め、“のれん”の概念に整合する会計処理の在り方などについて提言を行うこと課題としている。

I. “のれん” 概念再検討の必要性

“のれん”は、M&A などによる企業買収にあたり、被買収企業の貸借対照表上の資産および負債を公正価値により再評価し、両者の差額として算定された純資産額と買収対価との差額であると定義されている。そして買収対価は基本的に企業価値をもとに算定され、さらに“のれん”は、一般に買収された企業の有する超過収益力を表わすものであると考えられている。これが今日にいたるまで一般に認められてきた“のれん”の概念規定である。この間の事情は次のように説明することができる。

企業の取引活動によって、資産および負債は増減変動を繰り返し、その結果として期末に一定の額に落ち着く。貸借対照表上の純資産額は、両者の差額として求められる。期末における資産、負債および両者の差額である純資産の値は、いわば期中の諸取引から導き出されたものであって、期末における企業の実態価値を表すものとはいえない。そこで資産および負債を公正価値によって再評価することにより、期末における実態価値に近づけることができる。このように公正価値により修正された純資産額は、複式簿記システムによって記録計算上把握された期末における

企業価値を表わすものである。

複式簿記システムを通じて算定され、公正価値により修正された純資産額には、被買収企業内部においてこれまでに創造されてきた超過収益力のような価値はかならずしも含まれてはいない。そこで企業合併にあたり複式簿記システムによるこれまでの記録計算によっては把握しえなかった超過収益力などから成る継続事業価値(Going Concern Value)、すなわち潜在的価値をも含む企業価値を改めて算定しなおし、これを売買価額すなわち買収対価とする。このようにして求められた買収対価と公正価値により修正された純資産額との差額を“のれん”と認識するというのが、伝統的に形成されてきた“のれん”の概念である。

ところが今日では“のれん”の概念に関するこの図式に異変が生じていることが、M&Aなどによる多くの企業買収事例によって明らかにされている。この場合問題の焦点となるのは、企業価値を表わすとされている買収対価の実態に疑念が生ずるようになったことである。そのことから“のれん”の額を算定する要素の一つである買収対価が被買収企業の企業価値を適正に表わしたものであるかどうかを再検討する必要性が生ずるにいたっている。買収対価の実態について疑義が生じているとするならば、公正価値により修正された貸借対照表上の純資産額が適正であるとしても、これと買収対価との差額として計算される“のれん”を一概に超過収益力を表わすものと特徴づけることには問題があるといわなければならない。

企業の買収にさいして、支払われる対価が、当該企業の超過収益力を含む企業価値だけを反映したものであると考えることは、実際の例をみる限り、現実的であるとはいいがたい。第一に、被買収企業の企業価値の見積もりが常に正しいとは限らないことである。その二として、買収にさいしては、實際上オークシ

ョンが行われることが多い。買収を希望する会社が複数ある場合には、買収価額をセリ上げることにより、買収しようとする企業は、実質的な企業価値を反映した価額を上回る金額でセリ落さなければならないことになる。

その三として、買収される企業の株主が、少しでも高く売れるよう会社側に圧力をかけることが指摘される。株主としては、少しでも高い値段で、買い取らせることにより利益を得ることができるからである。

その四として、企業の売買にさいして、オークション取引や株主からの圧力とは別に、売却される企業の経営者の立場から、実質的な企業価値を上まわる、できる限り高い価額を算出し、これをもって売却価額としようとして働きかける現実を見過ごすことができない。経営者の立場として、自らの経営業績を高めるためには、少しでも高い金額で売却しようとする心理が働くと考えられるからである。以上の点については、次節においてさらに詳しく検討を加えることにしたい。

II. 企業買収対価の分析

企業の買収対価は、これまでに述べてきたように、被買収企業の企業価値だけではなく、他の種々の要素をも含んでいる。前節の末尾にあげた諸項目に加えて、次のような事項をあげることができる。すなわち企業が他企業を買収することにより、創造されるシナジー(相乗効果)を反映した価値、被買収企業がこれまでに形成してきた自己創造のれんなどである。前述の項目を含め、買収対価を構成する諸要素についてさらに考察を進めることにしよう。

(1) 企業価値

買収対価の構成要素で基本となるのは、企業価値、すなわち継続企業価値である。これ

にも種々のとらえ方があるが、本稿では企業が社会的に課された使命を達成しうる能力と認識し、企業のこの目的遂行能力を経営力と名づける。その内容は、企業が本来創立の目的とする物品の製造・販売、商品の仕入れ・販売、サービスの提供などによる消費者の生存にかかわる需要の充足のための諸資源の供給に加えて、福祉活動による地域社会に対する貢献など企業に対して社会的に課された諸活動（CSR）の遂行能力である。

営利企業にあっては、利益追求が活動の動機として認められているので、目的活動を遂行することによって得られる企業利益が、経営力を表す端的な指標として用いられる。高い経営力をもつ企業は競争企業より有利な経営条件を有するので、競争企業に対比して超過収益力を得ることができ、これが企業価値に反映される。

(2) シナジー

被買収企業が企業集団の傘下に入った場合、既存の企業との間に、シナジーが形成される。他企業の買収を意図するのは、事後に企業集団内に相乗効果の生ずることが期待されるからである。売却する企業の側も、買収企業の側に相乗効果の生ずることを予想して、売却価額にそれに相応する金額を上乗せすることであろう。このようにして期待される相乗効果を予想した金額が買収対価に含まれることになる。

(3) 自己創造のれん

企業は経営努力を傾注して長期間経営活動を継続することにより、競争他企業に比してより有利に経営業績を上げうる能力を高めることができるようになる。企業が創立後、長期にわたり創意工夫をこらして経営努力を重ね、成長をはかることができるようになれば、それは競争企業よりも販売力がすぐれ、高い利益率を確保する能力が醸成されていること

を意味している。すなわち超過収益力が培われているのである。これを自己創造“のれん”という。自己創造“のれん”は当然のことながら、買収の対価に含まれることになる。

(4) オークションにさいして積み増しされた金額

すぐれた技術力、マーケティング能力、資金調達力などを有する企業が、親会社の経営上の失敗から売りにだされた場合、内外の多くの企業がこれを買収しようとするであろう。その例は、近年東芝をはじめ、数々の国際的に評価の高い日本企業が経営業績の悪化により、子会社や営業の一部などを売りに出すさいに見られた事実である。売りに出された独自の経営力をもつ企業を何とか手に入れたいと考える内外の企業は、オークション取引を通じて、自らあらかじめ評定していた被買収企業の企業価値をこえる金額での買収に応ずることが少なくない。東芝がかつてM&Aにより子会社化したアメリカ企業の買収価額は、実態価値をはるかに超えたものであり、明らかに高値つかみされた結果であったことが明らかされている。

その他の日本企業についても、これまでにM&Aにより買収した数々の外国企業について、同様の事実が明らかにされている。後日高値つかみの結果、そのような被買収企業が買収額に値する実態価値を有していなかったことがわかり、さらに買収した企業の経営管理が不行きとどきで、その結果、企業グループ全体が経営不振に陥ったという事例を挙げるにこと欠かない。そのような問題子会社を、企業グループが後日業績悪化の要因として売却処分せざるをえなくなったときに、売却価額は買収価額はるかに下回るものとなって、大変な売却損の発生を余儀なくされるという事例がしばしば見受けられる。被買収企業を高値で取得した企業が、実態のない多額の“のれん”を計上し、これについて一括減損処理

を余儀なくされ、これが企業グループ全体の経営業績を圧迫することも少なくない。

(5) 被買収企業の株主の圧力

企業の経営業績が悪化して、経営が危機的状況に陥ったために、企業の売却が問題になる例がしばしば見られる。このような場合、株主は少しでも高い価額で売却できるよう経営者に圧力をかけるのが常である。経営者が高い価額で売却できないとき株主は、株主代表訴訟の手段に訴えて経営者を追究しようとする。かくて経営者は実際の企業価値を超える価額で売却できるように、代行会社に売却を委託するというような事例もみられる。買収しようとする企業は、このようにして実態を超える高値での企業取得にはしることになる。

(6) 経営者の心理

経営者の心理として、在任中自己の業績を高めることに腐心する。自らが経営の責任者として任に当たっている会社を買収の対象になるようなことがあれば、不名誉なことであるが、やむをえず売却せざるを得ないときには、せめて売却価額には良い値をつけたいという気持ちが働く。オークション取引や株主からの圧力による高値売却に加えて、このような経営者の心理の作用する側面をも無視することができない。

(7) 不正な取引による損失の“のれん”としての処理

ある種の不正取引、たとえば飛ばしにより有価証券などに生じた損失は、その原因が後ろ暗い取引によるもので、財務諸表上公然とは開示できないところから、“のれん”勘定に紛れ込ませ、定期的な償却により、あたかも正当な費用であるかのように処理する例が見受けられる。

以上に述べてきたところから、企業の買収

対価には、正常な項目以外に性格のいかがわしい要素が混入され、“のれん”計上額が本来の性格を逸脱する可能性がある。複式簿記システム上“のれん”は資産系統の勘定に分類されるのであるが、事実上“のれん”勘定には、資産性をもつ超過収益力を表す本来の“のれん”だけではなく、それ以外の性格をもった項目が記載されている現実を見すごすことができない。

Ⅲ. “のれん”の構成要素をめぐる問題点

企業を買収したさいに支払われた対価と買収した企業の公正価値により資産・負債に修正がくわえられた結果の純資産額との差額を“のれん”として処理したいくつかの実際のケースをもとに仮説事例を設定し、検討を加えることにしよう。

A社はB社の買収を計画し、関連する諸資料を用いて超過収益力、自己創造“のれん”、買収後に期待されるシナジーなどを勘案してB社の妥当な買収価額を1,850億円と評価した。A社はオークションによってB社を2,000億円で買収した。公正価値により修正されたB社の貸借対照表上の純資産額は、1,650億円であった。A社は買収対価とB社の純資産額との差額350億円を買い入れ“のれん”として“のれん”勘定に計上した。B社の買収にあたっては、同社の買い取りを希望する競合会社が数社あったので、買収額はA社が事前に見積もったB社の企業価値、すなわち1,850億円を超える額であったけれど、B社を何とかして買収したいという取締役会の強い要望に従って2,000億円での買収を強行したのであった。したがって350億円(2,000億円—1,650億円)の“のれん”としての計上額には、高値つかみの150億円(2,000億円—1,850億円)が含まれている。B社は日本の会計基準

に従って、20 年償却を計画し、のれん計上額のうち毎期 17.5 億円 (350 億円 / 20) を費用化している。

この仮説例において、買収にさいして計上された 350 億円の“のれん”の額の中には、あらかじめ見積もった B 社の企業価値 1,850 億円を超える 150 億円が含まれているが、買収価額 2,000 億円は実際に支払われ、B 社の取得原価を構成するものであるから、“高値つかみ”を余儀なくされた 150 億円を含む総額 2,000 億円を買収対価として計上し、そのうち 350 億円を“のれん”勘定に計上したのである。

以上の会計処理は、取得原価基準に沿ったものであって、何ら問題はないと考えてよいであろう。だがこれに対して次のような理論的な考え方がある。B 社の買収対価のうち 150 億円はたんなるオークション時に上乘せされた額であって、オークションを有利に運ぶために役だった額にすぎず、“のれん”としての超過収益力を反映したものではないことが明白である。したがって“のれん”の適正な評価額は 200 億円であって、高値つかみ分の 150 億円には“のれん”としての資産性を認めることができないとする理論的判断である。すると一方取得原価基準に従って行った実際の支払い額 2,000 億円についての会計処理と“のれん”勘定への 350 億円の計上は妥当であるとする見方と他方理論的判断とは、二律背反の関係にあることがわかる。会計処理を律する取得原価基準に則した会計処理と理論的判断による処理との自家撞着である。

このような場合、われわれは企業内容開示の原点、すなわち会計目的に立ち返って判断することが肝要である。企業会計の目的は、企業の経済活動に関する財務的・非財務的情報の、ステイク・ホルダーに対する経済的意思決定のための開示にあるとされる。開示される企業活動に関する情報は、ステイク・ホルダーの経済的意思決定に役立つ、公正で真

実なものでなければならないのであり、そこには企業の実態が正しく示されていなければならない。“のれん”勘定への計上額のうち、当該企業の超過収益力を表わしうる企業価値を反映した部分 200 億円は真に“のれん”に値し、有用な原価 (Useful Cost) として企業に対し用益提供力 (Service Potentials) をもっている。したがってこれには資産性が認められ、貸借対照表能力が付与される。

これに対して企業の買収対価のうち、高値つかみした額 150 億円はオークションにさいして、たんにセリ落とすのに貢献した額にすぎず、それ以上のいかなる価値をももたない。当然これには超過収益力を認めることはできず、用益提供力を背景とする原価性もない。したがって資産性もなく、貸借対照表能力も認められない。このようにして高値つかみ部分は、本来“のれん”として扱うことのできる特性を備えてはいないのである。以上に述べたところから、理論的判断に基づく会計処理が取得原価基準に基づく処理に優先すると考えるのが妥当であろう。

2011 年に明るみに出たオリンパスの不祥事件は、企業経営の多くの局面に及んでおり、会計処理もきわめて巧妙である。その中で飛ばしによって生じた損失を“のれん”勘定に記入し、計画的に実施する償却を通じて費用化していた事実は大変興味深い。オリンパス事件における飛ばしの過程は省略するが、生じた損失をありのままに会計処理して開示することなく、高値つかみによる買収対価への上乗せのように、“のれん”勘定に紛れ込ませて償却する手口は、驚嘆に値する。

飛ばしとは、たとえば時価が取得原価を下回って評価損(含み損)が生じている有価証券を保有する企業が、決算日が異なり、連結決算にかける必要のない(連結外の)他の会社に時価に近い価額で次々に転売して評価損の計上をさげ、先延ばしする行為である。飛ばしによって、評価損は闇から闇にほうむられ、

最後にさしさわりなくなった段階で、償却を通じて明るみに出す。オリンパスの場合、この損失を“のれん”に紛れ込ませて、それとなく処理するという巧妙な手口用いたのである。

IV “のれん”の会計処理の在り方

前節までに、“のれん”概念の再検討の必要性について述べ、次いで“のれん”の額の算定にさいして、重要な意義をもつ合併対象企業の買収対価およびその構成要素について分析を行った。その結果、買収対価の中には、高値支払額や不正経理による損失が“のれん”の仮面をかぶって、“のれん”勘定に計上されている現実が明らかにされた。そして続いて日本を代表する大企業におけるその事例を仮説例を設けて考察することができた。最後に、いくつかの実例にみられるような現在実施されている“のれん”の会計処理法の妥当性について検討し、あるべき会計処理の方向性を探求することにしたい。

最初に概念規定とそれにかかわる操作について考えておきたい。概念(Concept)は操作(Operation)と密接な関係にあり、両者は切り離しえない一体をなし、両者の整合性が重視される。概念規定すなわち定義にあたっては、概念の特性を表す属性、すなわち内包(Intension)が明らかにされ、その結果、概念の及ぶ範囲すなわち外延(Extension)が定められる。外延は内包を備えるものの集合に他ならない。自然科学や社会科学の分野においては、概念は操作を必要とするのが一般的であり、操作の結果は一定の情報に取りまとめられる。ここに操作とは、概念についての分類や測定などの処理を行うことであり、結果として求められた情報が所期の目的を達成するために利用される。ここで重視されなければならないのは、操作は概念と整合的でなけ

ればならないことである。すなわち操作は、概念の内包に則して定められ、概念と矛盾するようなことがあってはならないのである。

企業会計の領域においては、概念規定が行われると、これに則した操作が定められ、これを実施に移すことにより会計情報が算出され、これがステイク・ホルダーに伝達されて、その利用に供される。この関係は、国際財務報告基準(IFRS)であれ、我が国の会計基準であれ、そっくり企業会計基準に取り入れられている。すなわち企業会計基準にあっては、まず概念規定がなされ、これに整合する分類や測定など操作法が定められている。ある事項が一定の概念の内包を備えていると認定されたならば、あらかじめ定められているこれに適合する操作法を用いて結果を算出する。

この場合重要なのは、ある事項が特定の概念に該当するか否かの判断である。ここでこれを概念認定と名づけることにしよう。ある概念に事実上該当しない事項を当該概念と認定して、それに固有の操作法を適用することは、許されるべきことではない。企業会計上、概念認定を正しく行うことなく、故意に誤った操作を適用するならば、不正会計をまねき、粉飾決算につながることになる。前節において考察したケースにおける、不正な意図に基づく取引により生じた特別損失を“のれん”勘定に記入し、本来の“のれん”に混入して、定期的に償却するという会計処理は、故意に概念認定をゆがめ、不適切な操作を行った悪質な事例に他ならない。

ここで貸借対照表上資産性を認められている買い入れ“のれん”概念の属性を明らかにしておきたい。その第一は、一方企業価値に基づく買収対価と他方公正価値により再評価された資産および負債より算定された純資産額との差額として認識されることである。第二に、“のれん”が超過収益力の源泉を表わすことである。そして第三は、第二の属性から、“のれん”には資産性が認められ、したがっ

て貸借対照表上無形固定資産に計上されることである。これらの要素によって概念認識された項目が、まさしく買い入れ“のれん”に該当するものと認定され、資産として取り扱われて、償却方式または減損テスト・減損処理方式のいずれかによって会計処理することが正当化されるのである。

次に先に考察した買収対価の構成要素のうち、上述の買い入れ“のれん”の属性に該当しない項目のあるべき会計処理法について検討を加えることにしたい。その第一は、買収対価のうち正当に評価された企業価値部分を超える額である。そしてその第二は、飛ばしのような不正な意図に基づく取引による損失の“のれん”勘定への記入額である。

(1) 買収対価のうち正当に評価された企業価値を超える額の会計処理

Ⅲ節における考察で、買収対価のうち正当に評価された企業価値に相当する部分は、買い入れ“のれん”として認識するのに相当するものであるから、“のれん”本来の会計処理法を適用するのに何ら問題はない。したがって償却方式による場合には、いったん資産性を認め、“のれん”として資産に計上し、たとえば 20 年のように一定の期間にわたって費用化することができる。減損テスト・減損処理方式を適用するときには、減損の徴候が認められなければ、そのまま資産への計上を続ける。将来キャッシュ・フローが見込めず、減損の徴候が認識されるならば、“のれん”は相当額を減損処理しなければならない。

買収対価のうち、高値つかみさせられた額はどのように会計処理したらよいのであろうか。この項目は、買い入れ“のれん”の属性のうち、第一の要件はみたされている。ところが高値つかみされた額は、企業買収にさいして企業価値相当額に上乗せされたものにはすぎないので、超過収益力を表わすものではなく、属性の第二の要件をみたしていない。し

たがってこれに資産性を認めることはできないので、第三の要件にも該当しない。このように高値つかみ相当額は、買い入れ“のれん”として概念認識することが不可能であるから、企業買収時に損益計算書上、特別損失の区分に臨時損失として計上するのが妥当である。

ところで次に買収対価のうちどれだけが正当に評価された企業価値を表わすものであるか、そして高値つかみさせられた額をどのように評価すべきかが、次の問題として提起されなければならない。これについては後日の研究にまつことにしたい。

(2) “のれん”勘定に記入された“飛ばし”にかかわる損失の会計処理

飛ばしのような意図的な取引操作を通じて、損失が“のれん”勘定に記入され、買い入れ“のれん”にまぎれて会計処理される場合を前節において考察した。ここで、飛ばしにより有価証券を、これについて生じている評価損の計上を回避するために、次々と転売する行為自体が合法的か違法であるかはさておき、そのような企業行動の意図は是認することができない。評価損を結局“のれん”勘定に記入して、あたかも買い入れ“のれん”であるかのように処理することは、不正な会計処理にはほかならず、企業犯罪に該当する。なぜならば、有価証券について発生している損失を“のれん”という資産として取り扱うことは、評価損に資産性を認めることになって、ステイク・ホルダーの経済的意思決定を誤りに導くことになるからである。このような特殊な損失は飛ばしのような取引操作をへずに、最初に生じている段階で、その性格に即した会計処理を行い、その事実をありのままに開示すべきであったのである。

M&A などの手段による企業の買収は重要な経営行動である。この行動が首尾良くいくか否かは、企業の成長や経営業績に著しい影響を及ぼし、現実に東芝その他の大企業に見ら

れるように、その命運を決するほどの影響力をもっている。それほど重要性をもつ企業買収にさいして、買収対象企業の企業価値評価が適正に行われず、買収額が法外な金額にのぼるとともに、その会計処理も“のれん”勘定を乱用して不適切に行われるという事実はこれを放置しておくことができない。買収時に、買収対価のうち将来キャッシュ・フローの獲得に貢献することのできない額は、即刻企業買収損失として“のれん”とは完全に区別して処理しなければならない。正当な企業価値を超える高値買収額をいったん“のれん”勘定に計上して、あたかも買入れ“のれん”であるかのような取扱いの末、これを一括償却するような会計処理法は欺瞞にみちた不正会計以外の何ものでもない。まして飛ばしによる損失を“のれん”勘定にまぎれこませて、平然と定期償却をする行為は、まさに企業犯罪たる粉飾決算そのものであって厳しく批判されるべきものである。

むすび

日本企業は、他国のそれと同様に、M&A などによる企業併合を活発に行い、内外企業の買収合併を通じて、業域の拡大、経営の安定化などを推し進めている。ところがこのような企業行動が必ずしも成功裡に運ぶとは限らない事例が数多く見うけられる。そして企業買収が終了し、“のれん”の計上が行われると、時を移さず多額の“のれん”が一括償却され、企業業績を悪化させるという例がしばしばマスコミをにぎわせている。これまでに考察してきたところから、その原因は、将来キャッシュ・フローを生まない、実態のない支出額が“のれん”として計上されたことにある。最近このように買収間もなく M&A の失敗が明らかになり、減損テストを通じて“のれん”の一括償却が不可避となった例が続出してい

る。これは買収対象企業についての企業価値の評価が適切でなかったこととオークションにさいして高値つかみしたことが原因となっているのである。

被買収企業の企業価値などの諸要素の評価にさいしては、関連する各種の情報が用いられ、それらはほとんどが財務諸表をはじめ、過去および現在の状況を表す歴史的データである。歴史は将来を展望するために用いられるのであるが、これらの情報は事実ではあるが、将来を予測するための基礎資料にすぎない。評価された企業価値額は将来キャッシュ・フローを生み出す源泉として推定計算されたものであって各種の価値判断の総合としての性格をもっている。自己創造“のれん”、併合によるシナジー、これらに関する評価額もすべて過去および現在のデータをもとに、将来の状況を予測した判断に基づいて評価計算される。したがって将来において諸状況が変化すれば、買収時に予測された将来キャッシュ・フローの見積もり値も現実の値と異なることは避けられない。このようにして企業価値の評価の見積もり違いとオークションのさいの高値つかみ額とをもとに減損が認識され、一括減損処理が行われているのである。

日本企業では、過去に関する会計数値は経理部が取扱い、将来計画は企画部または社長室が担当するのが一般的である。このような仕組みの下で上記の問題が起こっているのである。買収対象企業の企業価値の評価は、M&A の首尾を左右する重要な決め手となるものであるから、企業内でこれを担当する部局の組織化とこれに配属される要員の人事は、コーポレート・ガバナンスが適切に機能するように行われるべきである。経営者を中心に企業ぐるみで惹き起こされた過去の事例は他山の石として大いに参考にされなければならない。

他の企業を M&A によって併合するさいに、買収対価と公正価値により修正された貸借対照表上の純資産額との差額は、現在の会計処

理法によれば、無条件で“のれん”に計上されている。買収対価は企業価値の見積もり計算に基づいて算定されるが、常に適切な評価額がえられるとは限らない。将来キャッシュ・フローの予測の誤りなどにより収益力をもたず、資産性の認められないものやオークションでの高値つかみ額が“のれん”に計上されることが既述のように、実際には少ない。そこで現在“のれん”に計上され、後日一括償却されている資産性の認められない支出は、企業買収の行われた年度に、企業買

収損失として処理すべきである。これらの値はM&Aという企業行動の良し悪しを判定する有力な情報である。M&Aを適切かつ効率的に推し進める上で、このような経営行動の実態は、統合報告書の記載事項として、広くステイク・ホルダーに開示されるべきであろう。また飛ばしの対象となった有価証券に関する損失を素知らぬ顔で“のれん”に計上し、償却していた会計処理は不正会計の最たるもので、粉飾決算の歴史に残ることであろう。

(参考文献)

- 秋葉賢一著 『エッセンシャル IFRS』中央経済社 2016
- 梅原秀継著 『のれん会計の理論と制度』白桃書房 2000
- 若杉 明著 『会計ディスクロージャと企業倫理』税務経理協会 1999
- 菊谷正人著 「IFRSにおける資産会計の総合的検討」税務経理協会 2014
- 大雄 智 「のれんの会計処理と利益測定の意味」企業会計 2014.12
- 太田実佐 「数値例でわかるのれん減損サプライズ」企業会計 2017.4
- 加藤 厚 「オリンパス事件」企業会計 2015.10
- 竹原相光／岩田悦之 「買収の失敗原因から探るのれん減損の本質」企業会計 2017.4
- 田中建二 「東芝事件にみるのれんの減損をめぐる課題」企業会計 2017.4
- 永田京子 「のれんをめぐる実証研究」企業会計 2014.12
- 若杉 明 「企業価値およびのれん」LEC会計大学院紀要 2015.12
- 若杉 明 「資産負債観と収益費用観—財務情報の信憑性と実態開示」LEC会計大学院紀要 2017.2
- 本澤 豊 「企業から見るのれんの本質」企業会計 2014.12
- 山下知晃 「減損損失の認識とその適時性」企業会計 2017.4
- 株式会社東芝 「改善計画・状況報告—原因の総括と再発防止策の進捗状況」2016.3